

平成 24 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 24 年 9 月 25 日（火曜日）

◎出席議員（17 名）

副議長 藤原 益栄 議員

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

18 番 板橋 恵一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

会計管理者 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○副議長（藤原益栄）

おはようございます。

お彼岸も過ぎまして大分涼しくなってきました。長丁場の本議会も本日を含め残すところあと 3 日となりました。本日も慎重なる御審議、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は、議長が欠席しておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（藤原益栄）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において深谷晃祐議員及び伏谷修一議員を指名いたします。

この際、御報告申し上げます。18 番板橋恵一議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により、届け出がありました。

---

日程第 2 議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

日程第 3 議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○副議長（藤原益栄）

この際、日程第 2、議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について及び日程第 3、議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本件については、決算特別委員長の報告を求めます。委員長。

（決算特別委員長 深谷晃祐議員登壇）

○決算特別委員長（深谷晃祐）

決算特別委員会審査結果報告をします。

議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

本委員会に付託された上記議案は、9 月 13 日、18 日、19 日、20 日、21 日の 5 日間にわたり委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会規則第 65 条の規定により報告いたします。

○副議長（藤原益栄）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案 2 件に対する反対討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

それでは、日本共産党市議団を代表し、平成 23 年度決算への討論を行います。

平成 23 年度は、千年に一度の大震災発生直後の予算執行でありました。大震災による被災者支援復興のため前年度決算比では、歳入は 96%増の 392 億 7,000 万円、歳出は 95%増の 375 億 3,000 万円で 17 億 3,000 万円の黒字。翌年度へ繰り越す 4 億 9,000 万円を差し引いた実質収支は 13 億 3,000 万円の黒字決算となりました。

最初に、不眠不休で被災者支援、救援、復興に立ち向かった職員の皆さんに心より敬意を申し上げます。また、御支援をいただいた全国の皆さんにも心より感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災が 869 年の貞観の大地震以来、千年に一度の大震災であったということはひとしく認めるところであります。本市では、最大震度 5 強、4.6 メートルの津波が襲い地域の 33.7%が浸水、全半壊 5,470 棟、一部損壊 5,944 棟、そして 188 名の尊い命が失われました。

宮城、岩手、福島 3 県では、12 万 5,000 棟が全壊、1 万 5,869 名が亡くなり、いまだに 2,847 名が行方不明となっております。直接的な被害額は、16 兆円から 25 兆円とも言われております。この未曾有の大震災に対し、政府は平成 24 年度までに 19 兆円の復興予算を計上しております。これは、被災世帯 1 件当たり 1 億円にもなります。このうち、被災者生活再建支援金に使われたのはわずか 5,000 億円。グループ補助金も予算が足りない申請の約 6 割しか採択されておられません。

先日の NHK スペシャルでも放送されましたが、19 兆円のうち 2 兆円以上が震災復興と関係のない事業に使われたと報道をされております。本当に必要な被災者に支援が届いているとは言えません。国の復旧・復興事業はこれでよいのか。今被災地から大いに声を上げるべきときだと思います。

こういった中、市の対応はどうだったのでしょうか。千年に一度の震災にふさわしい対応であったか、振り返る必要があるのではないのでしょうか。

第 1 に指摘したいことは、私ども当面使う当てのない土地開発基金が 20 億円ある。今使わずしていつ使うのか。被災者支援に使うべきだと提起をいたしました。しかし、当局は 20 億円のうち 10 億円を取り崩し、被災管理基金に 5 億円、財政調整基金に 5 億円振りかえただけで結局 1 円も使いませんでした。しかし、使い道がなかったわけではありません。共産党市議団は、一部損壊家屋への修理代助成について、修理代 20 万円以上を対象とし、上限 20 万円を要望いたしました。当局は、50 万円以上の修理代に限り上限を 10 万円としました。また、宅地のかさ上げ助成は、津波被災地全域を対象にと主張しました。当局は、海拔 0.7 メートル未満の宅地のみを対象としたため、結局申請は 5 件、500 万円の助成にとどまっております。これが千年に一度の震災にふさわしい対応であったか、今回の決算が大幅な黒字となったことから、立ちどまって検討する必要があると思います。

次に、多賀城をどのように復興していくのか、まちづくりについて指摘したいと思います。本市は、いち早く現地復興という方針を打ち出しました。市域の狭い多賀城で全体として、そのような方針を出したことは正しかったと思います。

しかし、宮内地区は事情が違います。宮内地区は三方を工業地帯に囲まれ、工場地帯から瓦れきが流れ込みほとんどの家屋が全壊しました。工場地帯の中に住宅地が突き出した形で残っており、都市計画上好ましいとは言えないと当局も認めているところです。区画整理に賛成の方でも土地を買い上げてほしいという方が 8 割、つまり宮内地区には住みたくないという方が大半だということです。この震災を機に宮内地区を工業専用地域に編入し、抜本的解決を図るべきであったと思います。

また、町の活力を端的に示すのは、人口がふえているか減っているかです。当市では、震災で一時人口が減少しましたが、各都市とも大きく回復しつつあります。仙台への通勤圏として仙石線、東北本線があるという地の利を生かし、陸前山王駅の南側に優良な住宅地を造成するなど積極的なまちづくりをすべきだと思います。

その他、震災に関連し幾つかの点につき指摘をしたいと思います。

第 1 に、避難所での炊き出しのおくれについてです。

避難所で弁当の提供が開始されたのは 5 月 16 日からでした。実に発災から 2 カ月間被災者は、おにぎり、菓子パン、救援物資のカップ麺などの食事を強いられました。栄養不良により体調を崩した方もたくさんおられます。共産党市議団は、災害救助法で定められている 1 日 1,010 円の食料費を使用すれば市の財政負担なしで弁当が支給できることを早くから指摘し、改善を求めてまいりました。反省すべきは反省し、ぜひ今後に生かしていただきたいと思います。

第 2 に、応急仮設住宅の管理、委託に関しての不透明な点があったという点です。

民間の管理会社との随意契約に関して、最初は緊急事態ということで随意契約自体には一定の理由があったと思います。しかし、問題は、管理会社が提出した見積書を精査せず、積算根拠なしに業者の言うがままに契約をしようとした点です。このような契約方法は、自治体の契約方法として適切でなかったと当局も認めましたが、この点も反省し生かしていただきたいと思います。

第 3 に、防災広報無線設置についてです。

市内 53 カ所に防災広報無線が整備されました。しかし、聞こえにくいという声が相次いでいます。その原因としては、1 基ごとのテストは行っているが、一斉放送のテストを行っていないため複数のスピーカーが干渉し、聞こえにくくなっているということがあります。防災の日などに試験放送を行い、改善を行っていただきたいと思います。

第 4 に、雨水対策についてです。

昨年 9 月 21 日の台風 15 号で当市は甚大な被害を受けました。昭和 61 年の 8.5 水害、平成 6 年の 9.22 水害に次ぐ総雨量 310 ミリ、時間雨量 49 ミリ、床上・床下浸水 330 棟の被害となりました。床上浸水となった住家、店舗、事業所には、見舞金 5 万円が支給をされました。この点は評価をするものです。しかし、なぜ桜木、町前地区の被害が拡大をしたのか。その原因について共産党市議団で調査を行いました。その結果、高橋雨水幹線の雨水の一部が、八幡雨水幹線を通して桜木、町前地区へ流れ込んでいたことが原因であると判明いたしました。その後、暫定的に土のうで塞ぐ工事が行われていますが、本格的工事を早く実施されることを求めるものです。また、水害対策として、宅地かさ上げは即効性がある対策です。ぜひ、水害被害全域を対象に見直しをしていただきたいと思います。

第 5 に、学校、保育所の放射線検査体制についてです。

保護者から子供の内部被曝が心配なので給食食材の放射線測定を行ってほしい。この要望が早くから出されておりましたが、やっと 8 月から公立保育所、小中学校は、給食は毎日測定をすることになりましたが、民間保育所は月 1 回の宮城県の検査だけです。公立、民間と区別せず毎日測定をするべきです。また、測定値が基準値以下の場合でも、基準値をクリアしているかどうかだけでなく数値での公表を求めます。

次に、福祉分野についてです。

学童保育の過密解消については、城南小学校のすぎのご学級、多賀城小学校のもみじ学級が分級をされましたが、国のガイドラインのおおむね 40 名の倍近い 82 名、89 名の在籍数となっており、さらなる改善を求めます。

保育の待機児童問題では、民間保育所が 3 カ所新設、2 カ所で定員が拡大されましたが、現在待機児童が 102 名おり、待機児童の抜本的な解消に至っていません。引き続き待機児童の解消を求めます。

国保会計の問題では、一般会計からの繰り入れの問題が議論になりました。平成 22、23、24 年度の 3 年間で 7 億 6,791 万円、国保会計が赤字になるので、その 2 分の 1 の 3 億 8,395 万円を一般会計から繰り入れ、市民には 15%の値上げをお願いすることになりました。しかし、平成 23 年度の決算では、震災の影響で国保会計が黒字になったとして、一般会計からの繰り入れは行いませんでした。これでは、市民には 15%の負担を強いておきながら市の契約は履行しなかったということになります。約束どおり一般会計からの繰り入れを求めるものであります。

また、国保短期証の問題です。

短期保険証の発行を受けている方が 1,000 名を超えていますが、このうち納税相談を行わず手元に保険証が届いていない方が 100 名を超えています。医療を受ける権利を制限されることにもつながる短期証のとめ置きは行わず、一定期間経過後は全員に郵送することを求めます。

災害公営住宅建設など課題は山積をしております。仮設住宅の最後の一人の行く先が決まり、被災者のなりわいの再建ができて初めて復旧と言えると思います。引き続き住民本意の復旧・復興を目指し奮闘を期待し、討論といたします。

○副議長（藤原益栄）

次に、本案 2 件に対する賛成討論の発言を許します。6 番米澤まき子議員。

○6 番（米澤まき子議員）

自由民主党多賀城市議団を代表いたしまして、議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計及び各特別会計決算、議案第 79 号 平成 23 年度水道事業会計決算の認定について、一括して賛成の立場から討論させていただきます。

平成 23 年度、各会計当初予算の成立は、震災の前日の 3 月 10 日でした。誰もが予想だにしなかった大地震と大津波。混乱の日々が続きました。震災の被害が甚大でありながらも復旧・復興を最優先とし、多賀城市震災復興計画や総合計画の基本事業に津波対策の推進及び被災者への生活再建支援と短期間に真摯に討議を重ね、組織改編も柔軟に改編し、迅速に策定いたしました。

震災復旧第 1 として、被災車両約 5,000 台及び 55 万トンの災害廃棄物の処理でありませぬ。宮城県が設置する第 2 次仮置き場への運搬、処理コスト等の軽減を図るため中間処理施設の早期稼働。推定量 14 万トン他県へ約 5 万トンを依頼しました。まさにあの当時は、風が巻き起こすほこりにマスクなしではいられない状況下にありました。いち早い取り組みにどんなにか安堵したことでしょう。

また、応急仮設住宅の早期の設置です。被災者に対して安否確認と、そして健康管理の移住者の自立に結びつく環境形成に向け、震災 2 カ月後には山王住宅跡地仮設住宅を初め 6 地区へ 373 戸、民間賃貸住宅 1,405 軒の早期実現をしました。被災住宅の管理運営につ

いては、あの混乱の中で被災者第一に考えた事業者への委託管理は、さまざまな観点から意見はございましたが、結果として、被災住民が不安の中での生活をサポートしていただいたことに評価するものであります。

そして、震災後情報が不十分であった防災行政無線については、市民の皆様からの意見を踏まえ「逃げる」のが基本の減災対策を進めていく上で、13カ所から53カ所へ新規防災行政無線が大幅に増設されました。

平成24年度以降の災害対応事業に備えるため、各種基金の組み替えを行いました。財政調整基金や土地開発基金の一部を取り崩して積み、被災管理基金へ積みかえを行いました。

また、多賀城市震災復興計画における復興基本事業において、被災者の生活再建支援と移住地の確保、支援において（仮称）第七小学校用地を災害公営住宅への用途変更は評価するものであります。

また、被災事業や新設企業への支援等には、トップセールスによる存続要請や中小企業グループの補助金の市長公室によるバックアップ、宮城復興パークあっせんなど積極的な取り組みも評価するところでありますが、被災企業の中にはまだまだ事業運営が厳しく、さらなる市当局における強い応援を期待するものであります。

国民健康保険、介護保険特別会計ですが、特定健康診査の実施については、国民健康保険の被保険者に対する受診機会の確保に努め、震災による身体の影響を配慮するため被災者からの自己負担を無料に努め、災害被災者に対して介護保険料の減免、介護サービスの利用料の免除の実施をするなど被災者に寄り添う努力が見られます。

最後に、水道事業会計決算についてですが、3月11日の発生からライフラインが全面遮断という、特に水のありがたさを痛感した日々でもありました。限られた量の水を求めて長蛇の列が何日も続きました。通水の開始時期のばらつきはあったものの、宮城県沖地震に備えて市民の皆様に対して安心・安全に水を供給するため、取水量の大きい市川、末の松山浄水場の各施設の耐震化を既に実施、完了したことを大いに評価し、市民にとって本当の安心・安全の意味をしっかりと考え、尽くしていただいた決断に感謝を申し上げます。

3月11日の震災は、多賀城市に甚大な被害を与えた一方、人々の価値観や生き方、行動に大きな影響を与えました。これまでの取り組みは、東日本大震災から一日も早い復旧・復興をなし遂げようとする強い意志のあらわれと評価します。

多い少ないの違いはあるにせよ、それぞれに影響を及ぼすこととなりました各会計予算、総合計画に掲げる各施策に沿った事業の多くは、中止または中止をせざるを得ない特別な年になりましたが、被災者のニーズの変化に必要とされる多様な外部支援の導入もありました。しかし、平成25年度以降の自主財源の確立については、ここ1年で求められているのではないかと課題もあります。

また、災害復旧工事のどこまで国が補助対象に見てくれるか、原形復旧という判断基準の大原則に限りのある財源を有効に活用するために必要な基準に、現場での判断や線引きに苦慮されたことだと思えます。

自治体機能の復活が復興の鍵とも言われる中、被災された最後のお一人までが生活再建できてこそ本当の復興と言えるのではないのでしょうか。全力を尽くしていただくことをお願いして、賛成討論といたします。

○副議長（藤原益栄）

ほかに討論はありませんか。11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

ただいま決算特別委員長から報告がありました議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算並びに各特別会計決算及び議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算について、委員長報告に公明党会派を代表いたしまして賛成の討論を行います。

あの未曾有の大震災から 1 年半、この間、市民の皆様を初め職員の皆様方は言葉に尽くせぬ試練を乗り越え、どれほどの思いで耐え抜いてこられたのかを思うと胸が熱くなり、その努力に対し感謝と敬意の気持ちでいっぱいです。その皆様方の頑張りにより少しずつ市民生活にも落ち着きを取り戻され、市内の瓦れき処理もほぼ終了しました。

改めまして、これまでの職員の皆様の復旧へ向けた業務遂行に対しまして、感謝と敬意を表する次第であります。しかし、復旧・復興への具体的な事業は始まったばかりで、これからが正念場であります。これからも被災者に寄り添い、我がふるさと多賀城の復興に向け御尽力をお願い申し上げます。私も皆様とその思いを共有し、全力で働いていく決意であります。

さて、平成 23 年度決算であります。その決算内容を見ますと、震災直後初年度ということもありまして、決算規模は一般会計当初予算 199 億 2,000 万円に対し約 194 億 4,400 万円の補正予算が追加され、当初予算の約 2 倍の 392 億 7,000 万円の予算規模となりました。もちろん、その原因は東日本大震災対応のためによる国、県からの補助金や特別交付税、復興交付金によるものであります。

また、一般会計、特別会計の実質収支は約 18 億円の黒字となっております。これはあくまで震災による国からの補助金や交付税措置、予定事業の休止等によるものであり、今後事業の確定に伴い返還するべき額も多額になることが予想され、単純に喜べる決算とは言えない状況であります。しかしながら、当初は本当に国からお金が来るのだろうかとの不安を持ちながらの事業遂行でありましたが、結果的には相当の補助金や交付税措置が行われほっとする状況でもあります。今後の税収の見込みを考えると大変厳しいものとなるため財政運営はより厳しくなることが想定されますが、補助金や交付金の活用を積極的に行いながら財政運営には特段の御努力をお願いします。

平成 23 年度の主な事業を振り返ってみますと、震災直後の大混乱の中、被災者生活再建はもとより早期復旧・復興に向けたさまざまな制度に取り組み、実施した震災復旧・復興事業の評価を何点かさせていただきます。

災害対策についてですが、課題はたくさんあるものの防災広報無線の速やかな増設であります。震災以前は、大代、桜木、八幡地区のみでありましたが、市内一円に 53 カ所に増設され 24 年度から運用されております。市民のために十分にその機能が発揮され、誰にでも聞き取れるような運用改善を望むものであります。

交通環境の充実であります。今回の震災を受け今まで重要道路として位置づけられながら予算上懸案事項になっておりました都市計画道路清水沢多賀城線、笠神八幡線が防災避難道路として認定を受け、早期完成が見込めるようになりました。大変大きな成果であり、当局の制度活用に向けた御努力を高く評価するものです。

次に、被災者生活再建支援として、震災により多くの被害を受けた住宅再建支援がほとんど受けられない一部損壊者への被災者住宅補助事業の実施を行いました。これは、本市独

自の政策として、経済的負担軽減のため一部損壊住宅所有者に対し住宅の補修に要する経費の一部を補助金で交付を行いました。この問題に関しましては、議会側から市長に対し事業実施への要望を行った経緯もありましたが、真摯にこの要望を受けとめ、事業を実施された市長の政治姿勢に対しましては高く評価するものです。

次に、子育て支援としては、今回の大震災のため2カ月おくれにはなりましたが、新規事業として、病気が回復期にある小学3年生までの幼児・児童を一時的に保育する病後児保育事業を行い、親の就労の支援を図りました。

また、文化財の保護と活用ですが、未曾有の地震、大津波被害により、市内250件にも及ぶ蔵、倉庫が被害を受け、解体、破棄されるところでしたが、埋蔵文化財緊急調査事業に取り組み、多くの文化財の保護、記録保存が図られましたこともあわせて評価するものです。

最後に、このたびの大震災により本市の産業基盤の拠点である工場地帯、商業地帯が壊滅的な被害を受けたことから、当局は、商工業者の再建の支援に力を入れ、震災復興企業立地支援事業の立ち上げに尽力されました。その1つとして、被災地元企業に中小企業等グループ施設等復旧整備補助金制度の適用の要望等を行い、結果、総額72億円の補助金を受けることができ、またそのほかには、新たな産業創出拠点としてソニー工場一部撤退跡にできた県事業宮城復興パークへの事業者入居支援、あっせんに取り組み17社の入居を得ることができました。

また、被災された小規模事業者に対しての公的支援がほとんどないことから、本市独自で商工業の事業主へ被災事業者再建支援事業を立ち上げ、事業の再開に要した経費の一部を補助金として支援を図り、本市の産業再生に御尽力されましたことに感謝と敬意を表するものであります。

さて、税収ですが、前年度に比べると歳入総額割合13.84%で、前年度に比較すると24.41ポイントの低下をしております。震災直後とはいえ深刻な状況と言えます。この状況は、本市の産業活動の状況から考えますとますます深刻になることが懸念されており、多くの市民も不安になっているところであります。自主財源の確保は、市民サービスの維持、向上の観点から大変重要です。そこで本市は、自主財源確保の観点から、今日まで産業基盤の復興再生を目指し、企業誘致と商業の活性化を掲げ鋭意努力をなされているところであります。その努力には、改めて敬意を表するとともに、ますますの御尽力をお願いするものであります。

しかし、商業の活性化という観点から1点要望させていただきます。以前より提案しております新たな産業として観光産業の創出であります。これに向け当局は、市民へ理解できるような戦略を示していただき、市民に夢と希望とやる気を与えていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

今なぜ多賀城に観光産業の創出か。それは、東北の復興を今、日本、世界が注目しております。そして言うまでもなく、その東北の国づくりの原点、拠点として、大きな役割を果たしたのが陸奥国府多賀城だったからです。今こそ、その北の都多賀城の価値、魅力を大いに発信し、まちの活性化に活用するまたとないチャンスではないでしょうか。ぜひ、4年後に予定されております多賀城インターチェンジ完成に焦点を合わせ、多賀城市活性化の切り札の一つとして、本市に観光が産業として根づくよう、特段の御努力をお願い申し上げます。

次に、国保会計であります。平成22年度において医療費の急務な伸びなどにより、全ての基金を投入しても財源不足を生じるため保険税の改正を行いました。30%値上げをし

ないと財政がもたない状況でありましたが、市長の英断で国保加入者からは15%の値上げにとどめ、残りの15%は一般財源から補填することとなったのであります。3年間の暫定措置として行ったのでありますが、平成23年度の決算では予定していた1億円の一般財源を平成22年度に引き続き繰り出さなくてもよいようになりました。これは大変厳しい財政状況の中、当局の御努力のたまものであり、評価するものであります。

国における医療制度の改正は望めない状況の中、本市の3年間の税制改正もあと半年となり、新たな税制改正を25年度に行わなければならない状況となっております。当局においては、税制改正の検討を行っていることと思いますが、平成24年度の決算を見ないとはっきりと申し上げられませんが、一般会計から補填しなくてもよくなった分の財源については、市民との約束でもあることから、財調に繰り入れるなどして十分に考慮した上で税制改正を望むものであります。

医療費の伸びについては、今後も高く推移するのではないかと予想されますが、医療費抑制と予防対策に、そして健全な財政運営に特段の御努力をお願いいたします。

最後に、水道事業会計についてであります。3月11日に大震災が発生して以来、水道事業所の職員の皆様を初め管工事組合の皆様、他県からの応援の皆様で給水活動に全力で当たっていただいたことに改めて感謝申し上げます。今後の水需要につきましては、経済不況や一般家庭の節水意識の高まりなどで減少は避けられない見通しであります。一方で、大震災に伴う復旧修繕等の費用が見込まれることから、経営が厳しくなることと推測されます。どうか安全な水を安定的に市民の皆様へ供給できることを第一義とし、事業の徹底した効率化と経営の合理化を推進し、健全な企業運営に、なお一層の御努力をお願いするものであります。

以上、議案第78号から議案第79号までの私的見解を申し上げ、一括して賛成の討論といたします。

○副議長（藤原益栄）

ほかに討論ございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第78号 平成23年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は、認定であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原益栄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は、認定であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤原益栄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上、2 議案はいずれも原案のとおり認定されました。

---

日程第 4 議案第 80 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 81 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 82 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 83 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 84 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 85 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算

○副議長（藤原益栄）

この際、日程第 4、議案第 80 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 10、議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 80 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 15 億 9,521 万 6,000 円を追加し、総額 350 億 723 万 9,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、東日本大震災復興交付金の第 3 回申請に係る採択事業の追加補正、災害公営住宅整備事業特別会計繰出金の追加補正並びに被災等管理基金積立金の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金の増額補正、平成 23 年度決算に基づく前年度繰越金の増額補正並びに土地売り払い収入の増額補正を行うものであります。

また、債務負担行為として、施設備品借り上げ料の追加及び業務支援システム借り上げ料の変更を行うものであります。

次に、議案第 81 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 6,696 万 7,000 円を追加し、総額 62 億 996 万 7,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、各種納付金の確定に伴う各種納付事業の減額補正、特定健康診査自己負担免除等に伴う特定健診事業費の増額補正並びに東日本大震災に伴う国民健康保険税の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、各種納付金の確定に伴う国庫負担金、前期高齢者交付金及び県補助金の減額補正並びに特定健康診査補助対象項目の追加に伴う県負担金の増額補正を行うものであります。

次に、議案第 82 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 110 万 8,000 円を追加し、総額 4 億 8,610 万 8,000 円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の繰り入れに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の繰り越しにより生じた繰越金の増額補正を行うものであります。

次に、議案第 83 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 5,769 万 5,000 円を追加し、総額 32 億 3,369 万 5,000 円とするものであります。

歳出につきましては、補助金内示に伴う地域介護・福祉空間整備推進事業の減額補正、平成 23 年度における給付費等の国、県への精算返還金の増額補正並びに東日本大震災に伴う介護保険料の還付金及び介護保険事業財政調整基金積立金の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、平成 23 年度介護給付費交付金の精算追加交付に係る増額補正並びに平成 23 年度補助金精算返還金等に係る介護保険事業財政調整基金繰入金の増額補正を行うものであります。

次に、議案第 84 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 2 億 6,540 万 8,000 円を追加し、総額 64 億 3,055 万 1,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、事務所改修に伴うプレハブ建物等、借り上げ料等の増額補正、雨水管の維持管理事業並びに污水管渠維持管理事業の増額補正、水道整備工事費の追加補正、公共下水道施設災害復旧費の増額補正並びに污水事業元金償還事業の財源組み替えを行うものであります。

歳入につきましては、災害復旧事業負担金、前年度繰越金及び一般会計繰入金の増額補正並びに下水道事業債の減額補正を行うものであります。

次に、議案第 85 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収入につきましては、消火栓改良工事等に伴う一般会計負担金並びに下水道工事等に伴う工事負担金の増額補正を行うものであります。支出につきましては、委託料及び工事費の増額補正並びに消費税及び地方消費税の減額補正を行うものであります。

また、債務負担行為として、公営企業会計制度改正に伴う会計システム移行作業等、業務委託の追加を行うものであります。

最後に、議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算は、さきに設置をお認めいただいた災害公営住宅整備事業特別会計の平成 24 年度における事業に必要な歳入歳出予算その他を定めるものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（藤原益栄）

お諮りいたします。本案 7 件については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する補正予算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

御異議なしと認めます。

よって、本案 7 件については、18 人の委員をもって構成する補正予算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前 10 時 47 分 休憩

---

午後 4 時 00 分 開議

○副議長（藤原益栄）

再開いたします。

大分涼しくなりましたが、まだクールビズ期間でありますので、各自御自由に調節していただいて結構でございます。

それでは、補正予算等特別委員長からの報告を求めます。7 番金野次男議員。

（補正予算等特別委員長 金野次男議員登壇）

○補正予算等特別委員長（金野次男）

補正予算等特別委員会審査報告をいたします。

議案第 80 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 81 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 82 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 83 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 84 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 85 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算

本委員会に付託された上記議案は、本日、委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

○副議長（藤原益栄）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

御異議なしと認めます。

これより議案第 80 号から議案第 86 号までの 7 件を一括採決いたします。

本案 7 件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤原益栄）

御異議なしと認めます。

よって、本案 7 件は原案のとおり可決されました。

---

○副議長（藤原益栄）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 9 月 26 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 05 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 9 月 25 日

副議長 藤 原 益 栄

署名議員 深 谷 晃 祐

同 伏 谷 修 一